

茨城県森林整備技士養成事業実施要領

(目的)

第1 公益社団法人茨城県林業協会（以下「林業協会」という。）は、森林整備を一層推進するため、土木、造園関係等の技術者に森林、林業に関する知識、技術を習得させることにより、森林の整備、管理に資する「森林整備技士」の養成を図ることとする。

(養成方法)

第2 「森林整備技士」を養成するために、林業に関する知識、技術の習得に関する講習会を実施する。

(受講資格)

第3 チェーンソーによる伐採及びかかり木の処理の特別教育（労働安全衛生規則第36条の8、36条の8の2）、刈払機取得作業者に対する安全衛生教育（平成12年2月16日付け基発第66号）を受講した者であり、かつ以下のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 1級土木施工管理技士
- (2) 2級土木施工管理技士
- (3) 1級造園施工管理技士
- (4) 2級造園施工管理技士

(講習会)

第4 講習会の内容については、別表の教程のとおりとし、その実施については、林業協会のホームページ等で周知し、受講者の募集を行うものとする。

(申請方法)

第5 受講を希望する者は、森林整備技士講習会受講申請書（様式第1号）を林業協会理事長宛に提出するものとする。

(受講料)

第6 受講料については、別途、林業協会理事長が定めるものとする。

(修了者の認定)

第7 林業協会理事長は、講習会の全日程を修了した者を「茨城県森林整備技士」として認定し、森林整備技士認定証（様式第2号）を交付する。

(森林整備技士の登録)

第8 森林整備技士として認定された者は、茨城県森林整備技士名簿（様式第3号）に登録する。

付 則

この要領は、平成23年12月14日から適用する。

別表

森林整備技士講習会教程

3日間	0.5日	森林・林業基礎講座 ・ 茨城県の森林・林業について ・ 森林整備について
	0.5日	労働安全衛生教育 ・ 安全作業と関係法令 ・ 林業における労働災害の現状と対策 ・ 現場における緊急措置
	0.5日	保安林・治山事業の概要 ・ 保安林制度について ・ 治山事業について
	0.5日	森林整備の概要 ・ 森林整備に係る技術について（植栽，保育，調査等）
	1.0日	現地講習（植栽，保育，調査等）